

富士市建設産業活性化協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、富士市建設産業活性化協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 建設産業を取り巻く状況や担い手不足の実態などを的確に捉え、建設業界と富士市が連携し、両輪となって働き方改革、生産性向上、担い手確保、経営基盤強化などの取組みを効果的に推進することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 協議会は次の事項について意見交換等を行うものとする。

- (1) 建設産業を取り巻く状況や担い手不足の実態などの情報交換に関すること。
- (2) 働き方改革、生産性向上、担い手確保、経営基盤強化等に係る取組みの推進やPDCAサイクルに基づく継続的な進行管理に関すること。
- (3) その他、建設産業に関すること。

(構成員)

第4条 協議会の構成員は、学識経験者、アドバイザー、オブザーバーなど、さまざまな分野から選任した者をもって充てる。

- 2 建設業界については、富士市建設業組合等において選任した者をもって充てる。
- 3 構成員が会議に出席できないときは、代理者を会議に出席させることができる。
- 4 次条に規定する協議会の会長が必要と認めるときは、構成員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(会長等)

第5条 協議会の会長は、富士市副市長の職にある者をもって充て、運営を統括する。

- 2 会長に事故があるときは、富士市建設部長が、その職務を代行する。
- 3 協議会の事務局は、富士市建設部建設総務課に置く。

(ワーキンググループの設置)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループを設置し特定の課題に係る議論をさせたうえで、意見を聴取することができる。

(ワーキンググループの構成員)

第7条 ワーキンググループに属する構成員は、議題に応じて、会長が指名する。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

附則

この規約は、令和5年4月14日から施行する。

附則

この規約は、令和6年6月11日から施行する。

附則

この規約は、令和7年6月9日から施行する。

富士市建設産業活性化協議会 委員名簿

分 野	所属組織・団体等		氏 名	備 考
学識経験者	静岡理工科大学 理工学部 土木工学科 教授		中 澤 博 志	
アドバイザー	国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所 副所長		辻 英 雄	建設行政
	静岡県富士土木事務所 次長兼企画検査課長		鈴 木 康 弘	建設行政
	建通新聞 静岡支社 沼津支局		佐 藤 巧 海	マスメディア
	富士商工会議所 特任参事		水 本 吉 昭	経営・経済
建設業界団体	富士市建設業組合	相談役	井 出 勇 次	(株)井出組
		組合長	遠 藤 典 生	(株)藤島組
		副組合長	久 保 田 貴 久	平和建設(株)
		副組合長	遠 藤 夏 美	遠藤建設(株)
		副組合長	遠 藤 祐 佐	(株)三和工務店
	(一社) 静岡県測量設計業協会 富士地区代表		杉 山 博	(株)富士測量事務所
	富士市水道指定工事店協同組合 理事長		服 部 愛 一 郎	(株)アイワ
富士市	副市長 【会長】		山 田 教 文	
	危機管理室 危機管理監		高 野 浩 一	
	財政部 部長		杉 山 貢	
	産業交流部 部長		岡 利 徳	
	都市整備部 部長		鈴 木 潤 一	
	上下水道部 部長		勝 又 猛	
	建設部 部長		落 合 知 洋	